浄化槽の設置等に係る事務処理要領

［環衛第１４９７号・建第１８７１号
昭　和　６　１　年　３　月　４　日
環境保健部長・土木部長］

一部改正　昭和６３年８月２９日　環衛第６０４号・建第６７８号
一部改正　平成６年４月１日　廃対第３８号・建指第４４７号
一部改正　平成７年４月１日　廃対第６６号・建指第３２４号
一部改正　平成１３年３月２７日　廃対第５４０号・建指第１４７６号
一部改正　平成１５年１月２４日　廃対第５２８号・建指第１４４４号
一部改正　平成１６年３月１９日　廃対第６７２号・建指第１６９３号
一部改正　平成１７年３月２４日　廃対第８６７号・建指第１４８１号
一部改正　平成１７年８月１日　廃対第３４１号・建指第６８５号
一部改正　平成１９年３月２２日　循環第６１４号・建指第１３１８号
一部改正　平成２１年３月２３日　循環第５４０号・建指第９８４号
一部改正　平成２２年４月１日　循環第１７３号・建指第３５８号
一部改正　令和２年３月４日　循環第５３３号・建指第１０９６号
一部改正　令和３年３月９日　循環第５５０号・建指第１００９号
一部改正　令和６年３月２６日　循環第４９７号・建指第１６７４号

浄化槽の設置等に係る手続き等の適正化を図り、もって、県民及び市民の快適な生活環境の保全に寄与するため、岡山県環境文化部及び土木部、津山市都市建設部、玉野市建設部、笠岡市建設部、総社市建設部並びに新見市建設部において、この事務処理要領を制定する。

（趣　旨）

第１条　この要領は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「基準法」という。）に定めるもののほか、浄化槽（し尿のみを処理する「みなし浄化槽」を含む。）の設置及び構造又は規模の変更に係る手続き等の必要な事項について定めることにより浄化槽の適正な設置を図り、もって、生活環境の保全に資するものとする。

（建築物の建築に伴う浄化槽の設置等の手続）

第２条　基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は基準法第６条の２第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣等の指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受けるときは、確認申請書に、又は基準法第１８条第２項（同法第８７条第１項にお

いて準用する場合を含む。）の規定により建築主事等に通知を必要とするときは、計画通知書に、別表第１に掲げる書類（正本１部、副本３部（市にあっては副本２部））を添えて、別表第２に掲げる建築確認等提出先に提出するものとする。

（汲取り便所の浄化槽への変更等の手続）

第３条　法第５条第１項の届出は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和６０年厚生省・建設省令第１号）第３条第１項に規定する浄化槽設置届出書又は第４条第１項に規定する浄化槽変更届出書（正本２部）に、別表第１に掲げる書類（正本１部、副本１部）を添えて、別表第２に掲げる所管の県民局長に提出するものとする。

（提出書類の処理）

第４条　建築主事等又は指定確認検査機関は、第２条に規定する書類（浄化槽に係る書類に限る。）の提出があったときは、次により処理するものとする。

（１）処理対象人員が５０人以下の浄化槽にあっては、基準法第９３条第５項の規定による県民局長への通知は、通知書（様式第１号）に別表第１に掲げる書類（正本１部）を添えて行うこと。

（２）処理対象人員が５１人以上の浄化槽にあっては、基準法第９３条第５項の規定による県民局長への通知は、受理後速やかに通知書（浄化槽事前審査依頼書）（様式第２号）に別表第１に掲げる書類（正本１部）を添えて行うこと。なお、第５条第２項の規定により県民局長から書類の修正等変更を伴う回答があり、通知の内容を変更したときは、別表第１に掲げる書類を送付すること。

第５条　県民局長は、前条第１号の通知があり、その内容について意見があるときは、速やかに建築確認（浄化槽）に係る意見書（様式第３号）により基準法第９３条第６項の意見を述べるものとする。

２　県民局長は、前条第２号の意見照会があったときは、速やかに浄化槽事前審査回答書（様式第４号）により回答するものとする。なお、建築主事等又は指定確認検査機関から送付された書類に修正等変更を伴う場合にあっては､当該書類(通知書を除く｡)を添えて、回答するものとする。

第６条　県民局長は、第３条に規定する届出書の提出があったときは、浄化槽の設置等に係る送付書（様式第５号）により、第３条の規定により提出された浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書（正本１部）に別表第１に掲げる書類（副本１部）を添えて、速やかに特定行政庁に送付するものとする。

第７条　建築主事等又は指定確認検査機関は、岡山県建築基準法施行細則（昭和４８年岡山県規則第６６号）、津山市建築基準法施行細則（平成７年津山市規則第１６号）、玉野市建築基準法施行細則（平成１１年玉野市規則第３号）、笠岡市建築基準法施行細則（平成２１年笠岡市規則第３２号）、総社市建築基準法施行細則（平成１７年総社市規則第１５１号）及び新見市建築基準法等に関する施行規則（平成１９年新見市

規則第２号）に規定する工事取りやめ届が提出された場合で、取りやめた工事の中に浄化槽の設置又は変更が含まれているときは、遅滞なく、その写しを県民局長に送付するものとする。

第８条　県民局長は、浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則（昭和６０年岡山県規則第５６号）に規定する浄化槽工事中止届出書が提出されたときは、遅滞なく、副本を特定行政庁に送付するものとする。

（単独処理浄化槽の設置届出時の審査）

第９条　県民局長は、法第３条の２第２項に規定するみなし浄化槽（以下「単独処理浄化槽」という。）に係る第３条に規定する届出書の提出があった場合は、設置場所が法第３条の２第１項のただし書きに規定する区域であることを、当該届出書に添付された「下水道予定処理区域に関する調書」により、関係市町村に確認することにより行うものとする。

（公共浄化槽の設置計画の協議の手続）

第１０条　市町村は、法第１２条の５第４項の協議（同条第５項において準用する場合を含む。）をしようとするときは、公共浄化槽設置計画協議申出書（正本１部）に、別表第１に掲げる書類（正本１部）を添えて、別表第２に掲げる所管の県民局長に提出するとともに、公共浄化槽設置計画協議申出書（正本１部）に、別表第１に掲げる書類（副本１部）を添えて、別表第２に掲げる所管の特定行政庁に提出するものとする。

２　県民局長は、前項の公共浄化槽設置計画協議申出書の提出があった場合は、当該浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から相当であると認めるときは、公共浄化槽の設置等に係る同意書（様式第６号）により当該市町村長に通知するとともに、その写しを所管の特定行政庁に送付するものとする。

３　特定行政庁は、第１項の公共浄化槽設置計画協議申出書の提出があった場合は、当該浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すると認めるときは、公共浄化槽の設置等に係る同意書（様式第７号）により当該市町村長に通知するとともに、その写しを所管の県民局長に送付するものとする。

（連絡・調整機関）

第１１条　この要領の施行、浄化槽の構造若しくは維持管理その他浄化槽に係る疑義に関する協議及び浄化槽に係る連絡・調整は、別に定める連絡・調整機関により行うものとする。

附　則

この要領は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（昭和６３年環衛第６０４号・建第６７８号）

この改正要領は、昭和６３年９月１０日から施行する。

附　則（平成６年廃対第３８号・建指第４４７号）

この改正要領は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年廃対第６６号・建指第３２４号）

この改正要領は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年廃対第５４０号・建指第１４７６号）

この改正要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年廃対第５２８号・建指第１４４４号）

この改正要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年廃対第６７２号・建指第１６９３号）

この改正要領は、平成１６年３月１９日から施行する。

附　則（平成１７年廃対第８６７号・建指第１４８１号）

この改正要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年廃対第３４１号・建指第６８５号）

この改正要領は、平成１７年８月１日から施行する。

附　則（平成１９年循環第６１４号・建指第１３１８号）

この改正要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年循環第５４０号・建指第９８４号）

この改正要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年循環第１７３号・建指第３５８号）

この改正要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年循環第５３３号・建指第１０９６号）

この改正要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年循環第５５０号・建指第１００９号）

１　この改正要領は、令和３年４月１日から施行する。

２　この改正規定による改正前の規程に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和６年循環第４９７号・建指第１６７４号）

１　この改正要領は、令和６年４月１日から施行する。

２　この改正規定による改正前の規程に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。